

(別紙2)リスク分担

| 番号 | 種類 | 内容 | 負担者 | |
|----|------------|------------------------------------|-----|-------|
| | | | 県 | 指定管理者 |
| 1 | 物価変動 | 物価上昇又は下落 | | ○ |
| 2 | 資金調達 | 資金調達不能による管理運営の中断 | | ○ |
| | | 金利の上昇等による資金調達費用の増加 | | ○ |
| 3 | 法令等変更 | 施設の運営管理にかかる法令等の制定又は改廃 | | 協議 |
| 4 | 税制変更 | 消費税(地方消費税含む。)率の変更 | ○ | |
| | | 上記以外 | | ○ |
| 5 | 許認可等 | 県が取得すべき許認可が取得又は更新されないもの | ○ | |
| | | 指定管理者が取得すべき許認可が取得又は更新されないもの | | ○ |
| 6 | 事業の内容の変更 | 県による事業内容の変更 | ○ | |
| | | 指定管理者による事業内容の変更 | | ○ |
| 7 | 県議会議決 | 議決が得られないことによる延期 | | ○ |
| 8 | 需要変動 | 需要の減少による利用料金の減少、需要の増大による管理経費の増大 | | ○ |
| 9 | 事業の中断又は中止 | 県に帰責事由がある事業の中断・中止 | ○ | |
| | | 指定管理者に帰責事由のある事業の中断・中止 | | ○ |
| | | それ以外のもの | | ○ |
| 10 | 施設等の損傷又は修繕 | 指定管理者に帰責事由があるもの | | ○ |
| | | 指定管理者が設置した設備及び備品 | | ○ |
| | | 上記以外で、法人税法施行令第132条に定める資本的支出に該当するもの | ○ | |
| 11 | 損害賠償 | 県に帰責自由の全部があるもの | ○ | |
| | | 指定管理者に帰責事由の全部があるもの ※1 | | ○ |
| | | 上記以外 | | 協議 |
| 12 | 募集要項 | 募集要項の瑕疵による損失 | ○ | |
| 13 | 不可抗力 ※2 | 不可抗力による施設・設備の復旧費用 | | 協議 |

※1 管理上の瑕疵による事故及び臨時急患等に伴う利用者等への損害については、指定管理者がそのリスクを担うこととする。

※2 不可抗力とは、風水害、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、戦乱、内乱、テロ、ストライキその他の特異事象とする。

建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。
復旧可能な場合、その復旧に要する経費は県と指定管理者が協議を行うこととする。